

令和2年度

おおいた産医療関連機器導入推進事業

対象機器登録要領

(機器メーカー向け)

令和2年4月

大分県医療ロボット・機器産業協議会

おおいた産医療関連機器導入推進事業

1. 事業の概要

(1) 目的

大分県医療ロボット・機器産業協議会では、平成22年に大分県・宮崎県と共同で策定した東九州地域医療産業拠点構想に基づき、医療関連機器産業の一層の集積に取り組んでいます。この構想の推進を図るため、会員県内中小企業の医療関連機器の普及を目的に、県内の医療機関・福祉施設等のおおいた産医療関連機器の導入を支援します。

(2) 実施方法

会員県内中小企業の医療関連機器の登録を行い、県内の医療機関・福祉施設等が登録された機器類を導入する際の初期導入費、レンタル料、リース料、購入費を補助します。

(3) 登録申請者

医療・福祉機器等を自社で製造・開発している大分県医療ロボット・機器産業協議会の会員県内中小企業。

「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済共同組合、信用協同組合又は同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体であって、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。

(4) 登録対象機器

- ① 平成22年10月以降（「東九州メディカルバレー構想」策定以降）に発売された会員県内中小企業が開発・製造した医療・看護・介護・福祉機器
- ② 平成22年10月以降（「東九州メディカルバレー構想」策定以降）に発売された会員県内中小企業がOEM生産、基幹部品の製造を行っている医療・看護・介護・福祉機器
- ③ ①との併用で効果を発揮する医療・看護・介護・福祉機器
この場合、併用する機器については県外企業製のものでも可とする

(5) 募集期間

令和2年4月1日（水）から随時

(6) 注意事項

- ・申請書作成に係る費用は応募者の負担になります。
- ・応募いただいた書類は返却しません。

2. 申請手続

(1) 必要書類

① 登録申請書様式

- a) 登録申請書様式は、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金実施要領によるものを使用してください。また協議会のHPからもダウンロードが可能です。
- b) 登録申請書の用紙の大きさはA4判縦でお願いします。
- c) 記入は内容の正確を期すため、コンピュータなどを利用して判読し易い表示で作成してください。
- d) 登録申請書は日本語で作成してください。
- e) 通しページは様式1を1ページとし、認定申請書下中央に打ってください。
- f) 左上角をクリップで留めてください。(ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。)

② 必要書類

- a) 登録申請書 1部
- b) 登録機器の概要がわかるパンフレット等を添付してください。
- c) 直近1カ年分の決算書類（損益計算書・貸借対照表）

③ 注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合、登録対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b) 不明な点があれば事前に相談などを行ってください。また、FAXによる提出は受け付けられません。

(2) 提出・問い合わせ先

本公募に係る申請書の提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

大分県医療ロボット・機器産業協議会 事務局 担当：通山、平山、小野 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部新産業振興室内 (TEL：097-506-3276 FAX：097-506-1753)

3. 申請上の留意点

- (1) 本事業では、会員県内企業が開発・製造するおおいた産医療関連機器を登録し、利用を希望する県内の医療機関・福祉施設等への初期導入費やレンタル料、リース料、購入費について補助を行うものです。登録された機器が活用されることを保証するものではありません。
- (2) 本事業は単年度事業のため、レンタル・リース契約等は、令和3年3月31日で一度終了していただく必要があります。

4. 機器登録の決定

機器登録申請書を受領後、適当と判断された場合には、大分県医療ロボット・機器産業協議会会長は申請者に登録通知書により通知するとともに、当該機器をおおいた産医療関連機器一覧表に記載します。

5. 事業の成果公開への協力

登録事業者には、新聞、業界機関誌、専門雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う補助事業の成果の公開普及活動に協力して頂きます。

6. 登録事業者の義務

(1) 事後調査等

交付年度終了後の5年間、補助事業に関する調査に協力しなければなりません。